

## 第100回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和3年2月15日（月）  
午後3時15分から午後4時45分まで
- 2 場 所 兵庫県庁2号館2階 参与員室  
及びオンライン会議併用
- 3 出席者 部会長 山下 淳  
委員 片山 朋子  
委員 小村崎 栄一  
委員 住友 聡一  
委員 室崎 千重  
委員 北川 博巳
- 4 審議案件  
第1号議案 姫路市における（仮称）ザグザグ恵美酒店の新築に係る  
知事の意見について（条例第4条第2項）
- 5 審議の概要 別紙のとおり

審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員：南大津小学校の通学路である計画地の北側の市道大津 59 号線の道路幅員が狭く見える。この道路から搬出入車両が出入りする計画である。

7時 30 分から 8 時 30 分まで軽車両を除く車両の交通規制がかかっているが、7 時頃からこどもは歩いていることから、搬出入車両専用の出入口の安全面を考慮すべきではないか。

事務局：搬出入車両は、東から西へ左折入庫する計画であり、路側帯のカラ一舗装は北側である。また、市道大津 59 号線はほとんど通過交通がないため、通学児童と搬出入車両は交錯しないと考える。加えて、本計画では 4 時台、6 時台、9 時台及び 10 時台に各 1 台の搬出入車両が計画されており、登下校時間帯と重ならないため、支障ないと考える。

委員：登校と違い、児童の下校時間はばらついているため、搬出入車両の出入庫時には歩行者に注意するよう重ねてお願いする。

事務局：事業者伝える。

委員：国道 250 号から出入口 No. 1 への右折入庫は、計算上問題ないと思うが市道幹第 37 号線から出入口 No. 2 へ右折入庫をさせなかったのはなぜか。

事務局：大津真砂交差点に北流入する一般車両が停止線から 2、3 台ほど停車すると、停車車両で出入口 No. 2 が塞がれてしまうことから、出入口 No. 2 への右折入庫を認めると入庫待ち車両が大津真砂交差点まで延

びる可能性があるためである。

なお、出入口 No. 1 を計画地の東側に寄せた場合、右折入庫する車両が国道 250 号の本線上で滞留する可能性があることや、計画地の北側に出入口を設けた場合、7時30分から8時30分まで車両の通行規制がかかっていることからその時間帯は別の来退店経路を設定する必要があることも考慮した上で、現計画が最適であると、関係各所との協議が整っている。

委員：自動二輪の駐輪スペースの付近にU字バリカーがあるが、バイクを駐輪する場合は、U字バリカーの間を抜けるのか。

事務局：このバリカーは、搬出入車両が来店客と交錯することを防止するために計画されている。自動二輪は駐車場内の車路を通行し、横断帯の手前で自動二輪のエンジンを切り、手押しで駐輪する。

委員：自動二輪を駐輪する際、搬出入車両と交錯しないか。

事務局：4時台、6時台、9時台、10時台に搬出入車両が出入庫するため、主要な営業時間帯での交錯は少ないと考える。

委員：横断帯の手前で自動二輪のエンジンを切る旨の看板を設置してはいいか。

事務局：事業者伝える。

委員：自転車や自動二輪と、駐車場内を走行する来退店車両が交錯や接触するリスクもあるため、注意する必要がある。

事務局：事業者伝える。

委員：建物壁面の色採ですが、明度と彩度が高い。本計画は姫路市屋外広告物条例や兵庫県景観条例等に抵触していないだろうが、できるだけ面積を抑えられないか。

事務局：各法令で必要な手続きを行う旨の回答得ているため、支障ないと考え  
る。

委員：駐車場出入口に設置する看板は、“通学路注意”という記載だけなのか。  
小学校及び中学校とは、看板の設置する場所、看板の記載事項につい  
て、協議していると理解してよいか。

事務局：看板は案であるため、詳細は今後検討されるが、交通誘導員の常時配  
置は不要で、かつ通学路注意の看板を設置することで、小学校及び中  
学校とは協議が整っている。

委員：通学路注意の看板について、現状は案だが、小学校及び中学校とよく  
協議を行い、表示内容を決めること。本計画では三方全てが通学路で  
あるので、特に丁寧に対応すること。

事務局：承知した。事業者へ確認を行う。

委員：兵庫県警の意見3(3)より、“通学時間帯を極力避けて荷さばき施設を  
利用するなど、通学時間帯における学童保護に配慮されたい。”とある  
が、事業者は“通学時間帯を避けた運行計画を立ててまいります。”と  
回答している。他の回答では“〇〇します。”と明言しているのに、こ  
の回答のみ明言していない。登下校時間を避けた運行計画をすること。

事務局：事業者に伝える。

委員：店舗の東側は住宅地だが、設備機器等の騒音で近隣住民から苦情がで  
ないか。

事務局：騒音については、法律時に審査を行うが、24時間営業の施設であるた  
め、条例の審査段階から注意するように事業者には伝えている。

委員：（各委員に諮った上で）原案どおり知事意見は有しないものとし、留  
意事項を付記するものとする。

**【審議結果：条例第4条第2項の規定による知事の意見（案）】**

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。また、店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客等に安全運転を周知するとともに、地元小中学校との協議に基づき通学路注意の看板を設置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。
- 3 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 4 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。